

障障発第0521001号
平成19年5月21日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課



「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

標記については、別添写しのとおり平成19年5月16日付け職高発第0516001号をもって、厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あて通知されたところですが、貴職におかれても本通知の趣旨を十分にご理解の上、都道府県内の就労支援関係機関等に対する周知及び各関係機関に対する連携についても特段のご配慮をお願いいたします。

職高発第 0516001 号
平成 19 年 5 月 16 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について

「成長力底上げ戦略（基本構想）」（本年 2 月 15 日「成長力底上げ戦略チーム会合」決定。以下「戦略」という。）については、「成長力底上げ戦略」の推進について（地発第 0417001 号、基発第 0417007 号、職発第 0417003 号、能発第 0417001 号、雇児発第 0417005 号、政発第 0417002 号）により通知しているところであるが、当該戦略においては、「工賃倍増 5 か年計画」による福祉的就労の底上げが盛り込まれており、具体的な取組として、在宅就業障害者支援制度について、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励することとされたところである。

このため、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」（以下「要領」という。）について別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏なきを期したい。

改正の主な内容は下記のとおりである。

なお、改正後の要領は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

記

1 在宅就業障害者の範囲の明確化について

要領第 1 の 2 (1) の在宅就業障害者支援制度の対象となる在宅就業障害者について、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービスを利用し、同法に基づく給付を受けている障害者についても、本制度の対象となることを明確化することとする。

2 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所の拡大について

要領第 1 の 2 (3) 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所について、就労継

続支援（B型）を行う事業所、授産施設、地域活動支援センター（生産活動の機会の提供を行っている場合）、小規模作業所等について、当該施設の利用者の平均工賃額が、地域別の最低賃金の額の概ね3割に相当する額となることを目標とした計画を策定するとともに、就労継続支援（A型）を行う事業所への移行計画を策定している、又は雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれる場合に在宅就業障害者支援制度の対象とすることとする。

3 諸規定の整備

上記1及び2に掲げるもののほか、所要の規定の整備を行うこととする。

改正案	現行
<p>第1 在宅就業障害者支援制度の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義</p> <p>(1) 在宅就業障害者（法第74条の2第3項第1号）</p> <p>身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、自宅その他厚生労働省令で定める場所（（3）参照）において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）をいう。</p> <p><u>この場合、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第28条第2項に規定する訓練等給付費及び特例訓練等給付費（これに類する給付を含む。）の支給を受けている者も含まれる。</u></p> <p>また、「雇用されている者を除く」とは、在宅就業契約（（2）参照）に關係する事業主に雇用されている者のみならず、雇用契約により雇用されているすべての者を指す。</p> <p>ここで、身体障害者、知的障害者又は精神障害者とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所（法第74条の2第3項第1号、則第36条）</p> <p>次のアからオに掲げる場所とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所</p> <p>具体的には、次の場所とする。</p> <p>(ア) 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所</p> <p>(イ) 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援（B型）</p>	<p>第1 在宅就業障害者支援制度の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義</p> <p>(1) 在宅就業障害者（法第74条の2第3項第1号）</p> <p>身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、自宅その他厚生労働省令で定める場所（（3）参照）において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）をいう。</p> <p>また、「雇用されている者を除く」とは、在宅就業契約（（2）参照）に關係する事業主に雇用されている者のみならず、雇用契約により雇用されているすべての者を指す。</p> <p>ここで、身体障害者、知的障害者又は精神障害者とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所（法第74条の2第3項第1号、則第36条）</p> <p>次のアからオに掲げる場所とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所</p> <p>具体的には、次の場所とする。</p> <p>(ア) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所</p> <p>(イ) 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援（非雇</p>

を行う事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所。

- a 就労移行支援体制加算の対象となっていること。
- b 利用者の平均工賃額が、平成23年度末までに、計画の初年度の前年度の地域別最低賃金の額の概ね3割に相当する額となることを目標とした計画を策定するとともに、次のいずれかに該当すること。

(i) 就労継続支援（A型）を行う事業所への移行計画を策定していること。

(ii) 就労継続支援B型計画において、雇用への移行を目指す利用者がいること見込まれること。

(v) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更正援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の7に規定する知的障害者授産施設に限る。）又は障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設に限る。）であって、利用者の平均工賃額が、平成23年度末までに、計画の初年度の前年度の地域別最低賃金の額の概ね3割に相当する額となることを目標とした計画を策定するとともに、次のいずれかに該当する事業所

- a 就労継続支援（A型）を行う事業所への移行計画を策定してい

用型）を行う事業所のうち、就労移行支援体制加算の対象となる事業所。

ること。

b 施設支援計画等において、雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれること。

(イ) (イ)及び(ウ)に規定するもののほか、障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター（生産活動の機会の提供を行っている場合に限る。）及び障害者の地域における作業活動の場としての小規模作業所等であって、利用者の平均工賃額が、平成23年度末までに、計画の初年度の前年度の地域別最低賃金の額の概ね3割に相当する額を目標とした計画を策定するとともに、次のいずれかに該当する事業所

a 就労継続支援（A型）を行う事業所への移行計画を策定していること。

b 利用者ごとの支援計画を策定しており、当該計画において、雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれること。

なお、(イ)から(エ)までについては、障害者自立支援法の施行状況により、変更される場合があり得ること。

エ・オ (略)

なお、(イ)については、障害者自立支援法の施行状況により、変更される場合があり得ること。

エ・オ (略)

福祉施設や小規模作業所等の皆さんへ

～企業からの仕事の発注を奨励する仕組みの対象が広がりました。～

厚生労働省

- 「在宅就業障害者支援制度」は、自宅等において就業する障害者に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度に基づいて、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。
- この制度について、福祉施設等を利用する障害者も広く対象となりますこととなり、企業からの仕事の発注を受けやすくなりました。

制度の対象となる福祉施設等は、以下のとおりです。

- 下記のとおり、福祉施設等が広く対象となります。
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援B型事業所（就労移行支援体制加算の算定対象となっている場合）
 - ③ 次の(1)及び(2)を満たす就労継続支援B型事業所、授産施設、地域活動支援センター及び小規模作業所等
 - (1) 利用者の平均工賃額が、平成23年度末までに、地域別最低賃金の額の概ね3割に相当する額となることを目標とした計画を策定していること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 就労継続支援A型事業所への移行計画を策定していること。
 - (b) 利用者ごとの支援計画において、雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれること。
- なお、障害者の方が、福祉施設の利用者（自立支援給付等の受給者）であっても対象となります。
- 福祉施設が「在宅就業支援団体」の登録を受けると、福祉施設が企業から発注を受け、その仕事を障害者に分配した場合も、制度の対象となります。

「在宅就業支援団体」の登録要件は、以下のとおりです。

- ・ 障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を行っている法人であること
- ・ 常時10人以上の障害者に対して継続的に支援を行うこと
- ・ 障害者の在宅就業に関する知識及び経験を有する3人以上の者を置くこと（うち1人は専任の管理者とすること）
- ・ 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

※ 登録要件にある「障害者」とは、在宅の障害者及び福祉施設を利用する障害者を指します。

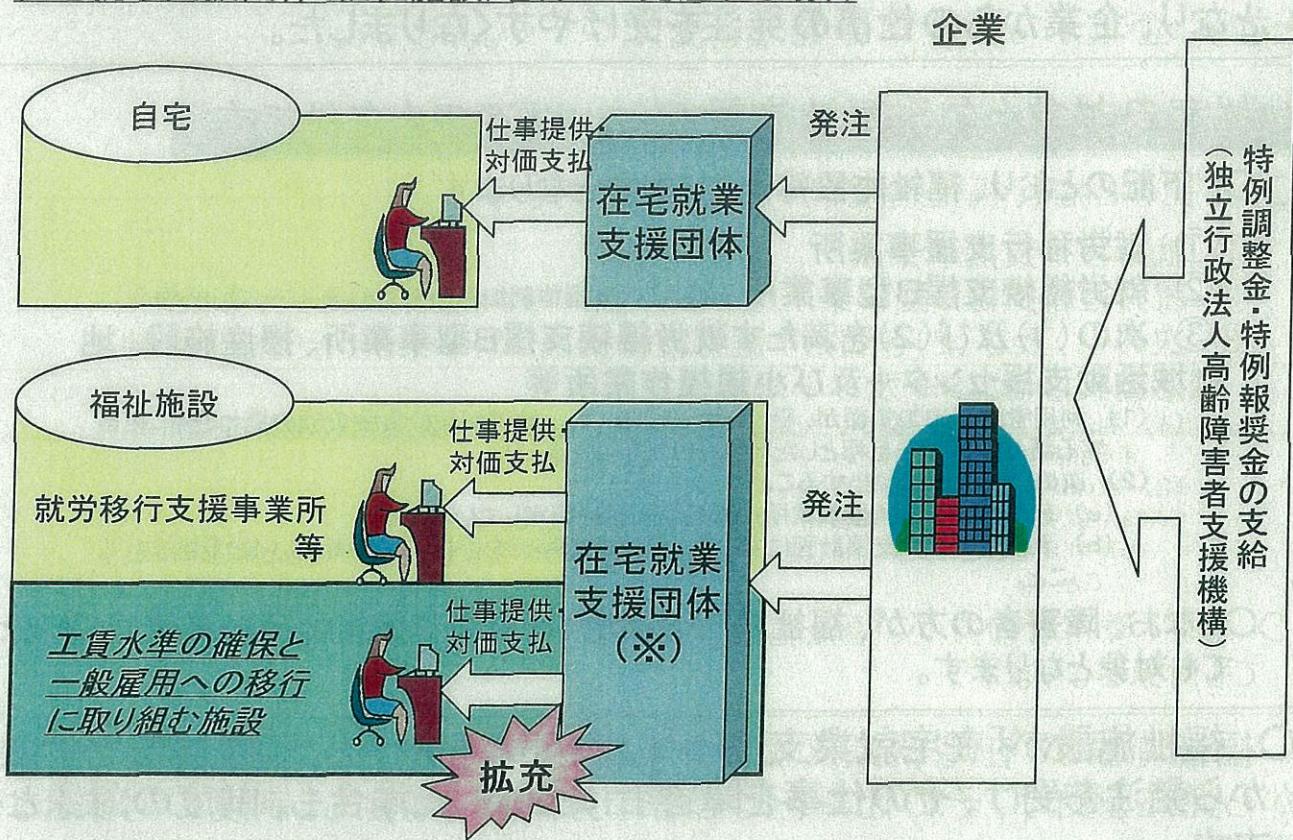
企業からの仕事の受注拡大に向け、積極的にご登録下さい。

在宅就業障害者支援制度とは

- 在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、制度の対象となります。

在宅就業障害者支援制度のイメージ

在宅就業支援団体(福祉施設)を介して発注する場合



※ 福祉施設を運営する法人が、在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設で就業する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払い等を行う場合も、制度の対象となります。

お問い合わせ先

- 在宅就業者支援制度及び在宅就業支援団体の登録については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。
- 特例調整金・特例報奨金の申請・支給手続きについては、各都道府県障害者雇用促進協会へお問い合わせ下さい。
(<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#06>)